

平成20年度第3回新宿区情報公開・個人情報保護審議会

平成20年7月14日（月）午後2時

新宿区役所本庁舎6階 第2委員会室

1 開会

2 議事

- (1) 資料20 新宿ビズタウンネット（Web サイト）のシステム構築及び運用の委託について（報告）
- (2) 資料15 生活安定応援事業の実施に伴う委託について（報告）
- (3) 資料21 新宿区立学校における個人情報の紛失について（報告）
- (4) 資料26 児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集について（報告）
- (5) 資料22 新宿まち歩きツアー実施委託について（報告）
- (6) 資料23 「ファミリー音楽館～オーケストラと遊ぼう」催事委託について（報告）
- (7) 資料7 新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書について（報告）
- (8) 資料24 災害時要援護者避難支援に関する調査業務委託について（報告）
- (9) 資料25 NPO等へ協働事業を委託する場合の個人情報の取扱いについて（報告）
- (10) 資料19 平成19年度 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況（報告）

3 その他

4 閉会

【会 長】お待たせいたしました。ただいまより、平成 20 年度第 3 回情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず資料及び本日の予定につきまして、事務局のほうからご説明いただきます。

【区政情報課長】事務局の区政情報課長です。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

事前にお配りしました次第に変更がございます。資料26の児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集についての報告が4番目に加わっております。その関係でその他の審議順序が1つずつ繰り下がっております。また、資料25について、資料の名称を変更してございます。

そして、本日机上配付いたしました資料としましては、差しかえ後の次第、資料21の新宿区立学校における個人情報の紛失について、資料24の災害時要援護者避難支援に関する調査業務委託について、資料25のNPO等へ協働事業を委託する場合の個人情報の取扱いについて、資料26の児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集について、以上でございます。

本日も審議案件が非常に多くございますけれども、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会 長】ありがとうございました。

それでは、本日の審議に入ります。事務局のほうからご説明がありましたように、審議案件がたくさんあります。説明者の方は、恐れ入りますけれども、ご説明を簡潔にお願いいたします。また、委員の皆様も審議にご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って審議を進めてまいります。資料20、新宿ビズタウンネット（Webサイト）のシステム構築及び運用の委託について、ご説明いただきます。どうぞ、説明者の方はよろしくお願いいたします。

【産業振興課長】産業振興課長でございます。では、今の件に関してご説明申し上げます。

件名は、新宿ビズタウンネット（Webサイト）のシステム構築及び運用の委託についてでございます。条例上の根拠は、事前報告ということで、14条1項でございます。

事業の概要でございます。事業名、新宿ビズタウンネットでございますが、これは新宿区の産業振興プランに基づいて、産業情報を積極的に支援していく中で設定した事業でございます。担当課は産業振興課でございます。

目的は、新宿に拠点を置く産業、また新宿が持つ魅力をインターネットの活用により、情報

発信する力を高め、にぎわい・交流・活力のあるまち新宿の実現を目指す。

対象者は、優良企業表彰受賞者等さまざまな企業さんで、区の事業の対象になった企業さん等でございます。

事業内容は、外部サーバーにて運用する「新宿ビズタウンネット（Webサイト）」のシステム構築及び運用を委託する。「新宿ビズタウンネット」は、産業、文化、観光等の情報のほか、区内のイベントを撮影して動画の配信、また季節に合った特集記事を組むなど、魅力ある情報を随時配信できるようにするものです。

次に、新宿ビズタウンネットのシステム構築及び運用の委託についてでございますが、保有課は産業振興課でございます。

登録業務の名称は、新宿ビズタウンネット。

委託先は、プロポーザルにて、業者を選定する。

委託に伴い、事業者処理させる情報項目は、1つ、処理に係る対象者はWebサイトに掲載することについて同意した者に限るということでございます。優良企業表彰の受賞者、産業振興フォーラムのパネリスト、そのほか産業、文化及び観光に関し掲載することに同意した者に限ります。処理させる個人情報、氏名、連絡先、個人が特定できる写真または動画です。

委託理由は、現在の産業、文化及び観光のホームページは区の職員が作成したもので、その内容は区の施設紹介などございまして、更新もなかなかままならず、情報発信力に欠けている面があるということで、職員がホームページを作成するには技術的に限界があるので、専門の委託業者に委託したいというふうに考えております。

委託の内容は、外部サーバーにて運用する「新宿ビズタウンネット（Webサイト）」のシステム構築及び運用について委託する。また、特集記事として、企業、イベント等の情報の取材や編集をあわせて委託します。

委託の開始時期及び期限は、平成20年9月以降継続して行っていくものです。

委託に当たり区が行う情報保護対策としては、契約に当たり、別紙「特記事項」——特記事項のほうは別添でつけております。

受託事業者に行わせる情報保護対策といたしましては、1つとして、取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する。情報を取り扱う者をあらかじめ指定する。2番として、提供された情報は施錠できる金庫に保管してもらうと。3番目として、サーバー室への立入制限等のセキュリティを図り、操作権限者をパスワード等により制限するというところで、セキュリティを

図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

どうぞ。

【ひやま委員】すみません、ちょっとイメージがよくわからないんですけども、区内のイベント等を撮影して、この動画を配信するというので、委託に伴い事業者処理させる情報項目のところ、処理させる個人情報として、氏名、連絡先、個人が特定できる写真、動画とあるんですけども、これは、とりあえずWebサイトに掲載することを同意した者に対してそういった処理をされる。こういった処理というのは、画面上の処理をするということなんですか。配信中の画面の処理をするということなんですか。

【産業振興課長】一たんいろんな取材をして、いろんな動画を撮ったりしますよね。そして、それを委託会社に編集してもらいます。そこからどれを発信するかということで組み立てていきますが、その処理ですね、つまり編集とか発信ということです。その処理を委託すると。その際には、必ず同意した者の情報だけを出すということでございます。

【会 長】はい、どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】すみません、ちょっとイメージが、想像力がなくて申しわけないんですけども、そういった画像に、氏名、連絡先、個人が特定できるような情報というのが映るという前提の話ですよ、もちろんね。

【産業振興課長】これは情報によるんですけども、例えば優良企業表彰などは全部、会社名とか、代表者とか、そういうものも通常は映るというふうに考えております。普通のイベントを撮るという場合は、それは必ずしもそういうものは映らないですね。ものにもよるんですが、氏名とかそういうものが、優良企業表彰なんかは、普通だと会社名も出ますし、代表者の名前とかそういうのも出ますので、あと、場合によれば、連絡先等も出しますので。

【ひやま委員】わかりました。

【会 長】ほかにございましたら、どうぞ。

【あざみ委員】そうすると、今のひやま委員の続きみたいな感じですけども、同意を得るというのは、この受けた業者が加工したものを、一回その対象者の方にお見せするという手続を

踏むという意味ですか。それとも事前に、そういうふうな加工をして表に出しますよという確認をとっておくということですか。

【産業振興課長】これは、基本的には事前に、今回映した情報を加工して出しますということをして事前にとっておく。それで、我々は業者が加工したものを、必ず区のほうで一回チェックを見て、それから出しますので、そういう形でやりたいと思います。

【あざみ委員】表彰式の表彰者というのは事前に個別に確認をとりやすいと思いますが、イベントなどについても写真や動画を映すわけですよね。それをどういった形で画面に出していくのかというのはありますが、不特定の方というのがありますよね。それこそ会場内で、例えばシンポジウムみたいなのだと、これは動画になる可能性がありますよと言っておけばいいですけど、本当にもっとイベント的なものってありますよね。どの方が来ても、帰ってもいいような。そういうものについてはどう確認をするんですか。

【産業振興課長】例えばお祭りなんかがそういうことになるかなと思うんですね、いろんな方が、こう。それに関しては、いわゆる公人というか、あいさつをされる方等々はある程度大きく映りますが、ほかは引いて撮って、個人が特定……、非常に細かく見るとあれかもしれません、かなり遠くから撮って個人が特定されないような映像しにして提供するので、個別に映っている人全部の同意をとるというのは無理なので、我々もそれチェックして、大写しになっちゃった部分は全部カットして、遠回しで撮るというふうに考えております。

【あざみ委員】非常に今ネットでは、幾らでもそれをコピーしていろんなものに使うようなことが、違法性のあるものも含めて、ありますので、加工したものを一回区がチェックをするところを、ぜひ万全にやっていただきたいというふうに思います。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ。

【鍋島委員】これは、期限は、この会社を選定したら、いつからいつなのかという、やはり期限があると思うんですね。それから、この企画、イベントの情報、取材、編集までしているので、イベントとか、それから優良表彰、私もこれにかかわっていましたが、それはわかるんですけど、企業の取材、編集ということになると、やはりこの企業ばかりということで、このサイトで宣伝、広告的にはするつもりがなくても、なってしまう可能性があると思うのでないかなと思うものですから、ちょっと伺います。2つです。

【産業振興課長】まず1点目なんですが、業者に関しては今回のプロポーザルを踏まえて、基

本的には年度契約でやっていきますが、当面は継続してやっていただく、契約的には年度でやっていきますが、継続というふうに考えております。

もう一点の企業の宣伝・PRなのですが、これは基本的には、区のほうで表彰した優良企業ですとか、区のほうの事業に出てきてもらった企業を対象にしておりますので、そういう区のほうの事業とか優良企業さん等は、基本的に区のほうも、その受賞メリットとしてPRしていきますということを言っておりますし、現在でも広報誌に載せてPR等をしておりますので、そういう、やはり区のほうでいい企業だからということとか、いろんな事業の中でPRしていく企業なので、全然関係ない企業を宣伝するということは普通はありませんが、そういう形で、ある程度のPRというのはなってしまうと思うんですが、それは区の事業の目的として、そういうことを含んでいるということでございます。

【会 長】よろしいですか。

では、林委員、どうもお待たせしました。

【林委員】この事業ですけど、不特定多数の方をあれするんですけども、個人情報保護法というのはもうご存じでしょうけれども、我々が論じるのは、結局その事業内容の云々よりも、私なんかは気になるのは、結局この内容、個人情報保護はどういうふうにされているかというのは、区民の目として、視点でもってやっていきたいというだけなものですから、それで、今回のこの事業を拝見しますと、そんなに区の皆さんが気にしないでいいと思われる、私のちょっとあれなんですけれども、要するに個人情報保護で規定しているところは、例えば名刺なんか、何百枚、いろいろ持っていて、これは別に持っていて、あるいはいろんな弁護士の方だとか、議員の方なんかは名刺、お互いにたくさん持ちますよね。持っているだけだって、これは個人情報保護のあれにはならないわけですから。

それから、先ほどおっしゃったように、名前なんかをいろいろ書いてもらうだとか、そんなものは全然、個人情報保護の対象にならないですから、それをごっちゃにしちゃうと難しくなっていくので、今回のこの事業が、最大どのぐらいの人数の皆さんを、大体、不特定多数といっても、おおよそあれで、それによって個人情報保護の我々の論じ方が変わってくるといことで、対象外、何でもかんでも個人情報保護のあれでいくと、もう事業なんて何も、せっかくのいいあれもできなくなっちゃうわけですから、何も法はそこまで求めていませんからね。とんでもないこととんでもないことになることはありますけれども、何万人ものあれがということはありませんけれども、今回の事業では、私は不特定多数というのがあれによって、

区の皆さんもその辺はあれかなということで、要するにソートしないわけですから、例えば名前をたくさん集めます、名刺をたくさん集めますといっても、それはある一定の、法律を、あれをよく読むと数字が書いてありますから、それ以下であれば、全然事業者としては、あるいは審議にかかわる我々にも責務がないということだと思われまので、その辺が具体的に、不特定多数というのはどのくらいかなということだけちょっと……、わからないでしょうね。

【産業振興課長】そうですね……

【林委員】でも、数千、数万にはならないでしょう。

【産業振興課長】そこまではならないと思います。例えばお祭り、夏でいろいろ、エイサー祭りですとか、阿波踊りですとか、いろいろありますが、例えばそういうものを取材に行ったときに、何人かの方が踊りますが、それは本当に引いて映しますので、個人が特定できないような形で、それも場合によったら数百人程度は映りますが……。

【林委員】そうですね。ですから、その程度のことでしたら、今のところでは。ご注意申し上げたいのは、やっぱりホームローヤーの時代になって、年間3,000人以上の弁護士さんが今後ますます世の中に出てまいりますので、そうすると、いろんな形でもって、隙間でもって、そういうことを突っ込んでくる弁護士さんたちが、それはやっぱり仕事をするわけですから、というようなことになってくると、法律では守られていても、そういうようなちょっとしたことでもって、ありの一穴でぱっと谷が崩れるというようなこともありますので、その辺だけご注意くださいらいいかなと私は思います。

【会 長】ありがとうございました。ほかにございましたらどうぞ。

【副会長】外部サーバーで管理するという構造になっておりまして、それで受託業者の欄を見ると、サーバー室への立入制限ということで。そういう設備を持っている業者を選定するという予定なのか、あるいはもう想定されていて、このセキュリティの問題についてほとんど問題がないというレベルのことで議論したらいいのか。それが1つ。だから、向こうの体制ですよ。業者の体制というのは、ここに書いてみても、サーバー室もないようなところに発注してみてもしょうがないわけですよ。そこはどういうふうにお考えかというのが1つ。

それと、外部サーバーですから、区の産業振興課は、そのデータにはどういうふうに関与、あるいはチェックだとか、ただもう委託なんだから任せっ切りで、うちは知りませんよと、何が起っても知りませんよと、責任だけ向こうにとってもらっていますよということなのか、こちらのほうで、その外部サーバーの内容をコントロールできるようになっているのかどうか

という点を教えてください。

【産業振興課長】2点ですが、1点目の業者の体制ですが、サーバー室等々を持っている、そういうセキュリティがしっかりした業者ということで、そういう条件をつけてプロポーザルを行います。

2点目の関与なんですけど、産業振興課のほうは、事前に、発信する前にチェックはかけます。ただ、外部サーバーを産業振興課が直接にコントロールするということはちょっとできないので、それに関しては事前のチェックをきっちりやっていきたいというふうに。また何かあれば、こちらのほうから委託業者のほうに申し入れて、調整していただくということにしたいと思えます。

【会 長】ほかにございましたらどうぞ。

では、本件は了承ということでよろしいですか。

報告事項ですので了承ですね。どうもご苦労さまでした。

それでは、次にまいります。第2回の審議会におきまして追加の報告を求めることにいたしました資料15、生活安定応援事業の実施に伴う委託についての説明をいただきます。説明者はよろしくお願いいたします。

【地域福祉課長】地域福祉課長です。前回の審議会では、生活安定応援事業につきまして、事業の終了後、東京都に引き継がれた関係書類がその後どのようなことになるかというご指摘でしたが、東京都に確認しましたところ、一定年数保存した後、廃棄処分することになり、保存年数につきましては、現在のところ未定ですという回答を得ています。

また、いずれにしましても、東京都に引き継がれた後は、東京都は東京都個人情報の保護に関する条例に基づき処理いたしますので、東京都に引き継がれた個人の情報が外部に漏れるということがないように、東京都のほうで厳密に処理されるものと考えております。

以上です。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

よろしいですか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

【会 長】それでは、ただいまの説明につきましては、質問はございませんね。

では、本件につきまして、了承でよろしいですか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

【会 長】 どうもありがとうございました。

それでは、資料21にまいります。新宿区立学校における個人情報の紛失につきましてご説明いただきます。説明者の方はよろしく申し上げます。

【教育指導課長】 教育指導課長でございます。

それでは、資料21をごらんいただきたいと思います。

平成20年6月6日、金曜日でございますけれども、新宿区立学校の教職員が帰宅途中に自校の子ども25名分及び教職員41名分の氏名、そして平成20年1月、2月、5月の給食費、PTA会費及び親睦会費の納入すべき金額——これは一定金額でございます——が入ったUSBメモリを紛失したことが判明いたしました。本人は歩いているときにかばんが揺れて落ちたのではないかと思ひまして、周辺地域を探すとともに、翌6月9日、月曜日朝には、場合によっては学校に置き忘れたのではないかと思ひまして、あるであろう場所を探したところでございますけれども、見当たらないということで、6月9日の朝、副校長、校長にそのことを届け出たということでございます。

学校の対応でございますけれども、その日のうちに校長、本人で、教育委員会のほうに事情を説明するとともに、警察のほうには遺失届けを提出したところでございます。また、あわせまして、保護者向けには、個人情報の紛失についてということで、おわびの通知を出してございます。

教育委員会でございますけれども、同日、全校・園に対しまして、個人情報紛失事故等の防止についてということで、事故防止を呼びかける通知を発出してございます。

また、あわせまして、毎月の校園長会などの折には、特に今、サービス事故で一番多いのが個人情報の流出でございますので、この点につきまして、絶えず注意を喚起していたところございまして、この7月の校園長会、ちょうど先週の木曜日、7月10日でございますが、その折にも、通例より1時間早目に校園長を集めまして、東京都のサービス担当の主任管理主事から、個人情報流出に関する事故防止の研修をお願いをして受けたところでございます。

今回のこの件を踏まえまして、私どもは2点、強く感じた点がございました。

1点目は、校園長につきましては、毎月のように指導徹底はしておったわけでございますけれども、区内の幼・小・中の教員約800名、あまねく意識を高めて、個人情報についてしっかり管理をしなければいけないという、その意識を高めておることがなかなか難しいこと

であったと。まだまだ私どもの力不足であったということを実感したところでございます。

もう一点は、どうしても仕事を自宅に持ち帰らなければいけない、そんな事態もあるということがよく言われるわけでございます。そのような中で、教員の事務の効率化を図らせるとともに、実際に今現在、教職員にはパソコンを、私どもが今区から提供を受けているようなものを受けて、提供していないわけございまして、当然私どものパソコンにはUSBメモリは入れることができない、そんな環境になってございます。そういった点で、次年度に向けた予算要望ですので、つくかどうかはまだわからないところがございすけれども、次年度に向けて、教職員にもしっかりとセキュリティの保たれる機械を提供していかないと、なかなかこの個人情報の紛失というものは防げないのではないかと、そんなことを強く感じているところでございます。

いずれにいたしましても、今後個人情報の管理、そして取り扱い体制を再点検するとともに、全教職員に個人情報の保護及び管理について周知徹底を図り、再発防止に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。どうぞ。

【山口副会長】この紛失したUSBメモリは個人のものでしょうか、それとも区のものでしょうかというのが1点。

それともう一つは、持ち出し禁止ということ、これは徹底してできないのか。実際問題、ここだけじゃなくて、区全体として、個人が持ち出すこと。例えば区で特別のUSBメモリというのを作りまして、それを課長の許可のもとに、きょう、だれそれが持ち出すというのは、場合によってはあるかもしれないけど、原則なしにして、それで個人でこういうメモリ、データを自分の個人的な情報として取り出すということは一切禁止すると。そういうものを使わせないと。庁内でもともと使わせない。あるいはどうしても使う必要があるなら、区でそのものを管理するか、個人が自分で使うためのメモリ、記録を、データ持ち出しというのを一切禁止するというわけにいかないのでしょうか。

【会 長】どうぞ。

【教育指導課長】まず、USBでございすけれども、これは個人のものでございます。

2点目の点でございすけれども、実際、基本的に私ども自身は、区の規定にのっとり、

一切個人情報を持ち出してはならないということで、当然USBメモリも機械に差し込めない、そんな環境になってございます。

今、学校はどうなっているかと申しますと、結局はイントラパソコンが5台入っているのみでありまして、通例、教職員が使っているものは、自分持ちのパソコンを自分で持ち込んでいくといったところでございます。ですので、本当に環境がまちまちなところでございます。私どもは学校に対してどのような指導を行っているかといいますと、私どもは区の規定どおり、一切持ち出してはならないというスタンスをとってございます。ただし、先ほど申しましたけれども、実際には仕事が終わらないで、何らかの形で持ち出しているのが実態でございます。

もちろん、その持ち出しに当たりまして、例えば学校だよりをつくるとか、あるいは指導案をつくるとか、つまり個人情報ではないものに限るということにしておるわけでございますけれども、実際に今回も、実は全く個人情報じゃないものを持ち出そうと思っていたときに、ある児童、教職員の名前が入ったデータも一緒に入れていたものを持ち出してしまったといったことがあるわけでございますので、今ご指摘のように、今後につきましては、何らかの統一したものを提供していかない限り、それは厳しいだろうということを感じているところでございます。

以上でございます。

【会長】どうぞ。

【山口副会長】いずれにしろ、これ、このままじゃ済まないと思うんです、私は。この審議会として。実際に教育指導課が今おっしゃったことをどういう形で実践されるのか。少なくとも個人が個人の媒体に区の情報を、それが個人情報であろうとなかろうと、個人の自分の記憶媒体に記録して持ち出すということは一切禁止していただきたい。それがもしできないんだったら、次回でも、次々回でも構いませんから、明確な回答をいただきたいということが1点です。これは教育指導課に対して。

それから、区政情報課に対して、これは教育指導課だけの問題じゃないわけで、今申し上げた個人が自分の記憶媒体に区のデータを記録させて、それを持ち出すということが認められているとすれば、ここで幾ら議論したってしょうがないことですよ、本当のところは。もう垂れ流しじゃないですか、個人情報は。今回の責任者なんて書いてあるじゃないですか、全部。保有課、担当課って。この人たちはどうなっているんですか、何を管理しているのかということになるんですよね。個人が記録して持っていったら、担当課は知りませんよというだけ

のことであれば、何のための議論をしていたのか、ここです、議論をするのかわからないわけで、少なくとも個人の記録ということは一切禁止する方向で、本日現在できていないなら、その方向でぜひご検討いただきたいし、全体としてできないなら、できない理由をこの審議会へ回答していただきたい、こういうふうに思います。

【区政情報課長】区政情報課長です。

今ご指摘の点なんですけれども、先ほどから教育委員会のほうでも述べていますように、区としては、個人情報の持ち出しは一切禁止されております。特別に許可された場合、要するに外で仕事をしなければいけない場合がございますので、そういった場合に限って、持ち出しは制限されたものを持ち出すという形になっております。ですから、基本的に原則は禁止です。

それから、USBについては、使えないと。要するに個人のパソコンを区の仕事に使うということは禁止されているんです。ですから、区のパソコンを使うわけなんですけれども、区のパソコンについてはUSBメモリを使うことはできないと。技術的にできないという形の措置をとっております。ですから、今回の個人情報の紛失については、そういった情報セキュリティ規定とか、そういったものに違反するということでの事故報告を上げていただいているという形になっております。

区としても、こういったものを、非常に個人情報の漏洩というのが続いておりますので、それについてはもう一度基本に戻って、きちんと個人情報の取り扱いを見直そうということで、今年初めに個人情報の事故対応マニュアル、今年3月27日に個人情報事故対応マニュアルをつくりまして、それをもう一度周知するとともに、研修を今、各係長さんとかそういった方を中心に今やっております。それから、これから事務担当者レベルでの、もう一回そういったものの周知というのを、研修も、全職員向けもやっていきたいということで考えております。

現在のところの対応は以上です。

【会 長】どうぞ。

【山口副会長】これ、どうしても私は譲れない。これは懲戒処分に該当すると思いますので、区の明確な処分を明らかにしていただきたい。処分しないなら、処分しない理由を明確にしてください。これはもう当然ですよ。一罰百戒で、いつかやらないと、今の状況を聞いていると、到底、個人情報は保護されません。ですから、これは区全体の姿勢としてどういう処分されるのか、処分結果を後日、審議会にご報告いただきたいというふうに思います。

【教育指導課長】教育指導課長でございます。

まず、前半の部分で、私ども区の規定どおりに一切持ち出さないこと。そして、各学校ごとに、学校ごとの規定を定めてございます。そこには、もちろん私どもが使っているパソコンとは機械が違いますので、USBメモリ、フロッピー等々入りますけれども、それらはすべて学校で保存できるところに、鍵のかかるところに保存をして、一切学校からは持ち出さないというようになっているわけでございます。

今ご指摘いただいた点でございますけれども、当然これについては、東京都の教員ですので、区の職員ではありませんので、東京都のほうに服務事故として事故報告をいたします。これは何らかの形で東京都の規定に従って処分の対象になると思われまます。

ただし、いずれにいたしましても、これは意識が低いと、処分すればいいという問題ではないと、私どもは認識してございます。そういった点では、先ほど申しましたけれども、やはり今私が使っているパソコンではUSBが差し込めない。要はもう、差し込もうと思っても持ち出せない環境になっているわけでございますので、やっぱりそういう環境にしない限り、意識だけでは到底解決しないと思っておりますので、そういった点では、例えば来年度に向けて、1人1台のパソコンを提供する。そして、例えばID、パスワード等々を一人一人に提供する形で、持ち出さない形で引き出す工夫ができるような環境にするとか、あるいは先ほどご指摘いただいたような、USBというものを区から提供して、何らかのセキュリティを設けた環境で、何かを入力することによって初めてそのUSBが使えるというようなものするとか、何か本当にハード面でもつくっていかないといけないのではないかなと思っております、今現在それを検討をし、次年度に向けて予算要望したいと思っております。

以上でございます。

【会 長】どうぞ。

【山口副会長】理屈はどうでもいいし、方向を幾らおっしゃるのも構わないけど、実際に世の中にはそのルールを守らないやつがいるわけですよ。今でもないとは言いません。何かやっておられるんだろうぐらいのことはわかっていますけど、こういう事件が起こるということは、到底我々が考えているレベルじゃないということですよ。幾らおっしゃっても。

この審議会では、もっとレベルの高いセキュリティで保護されていると思っていただけです。それが、何度も申し上げますように、個人の記録媒体に、何でも区のデータが、自分が扱うデータが記録して持ち出せるという状態があるということは絶対に許されないことですよ。これ何のために審議しているんですか、それじゃここで。というだけのことですよ。

ですから、その辺の回答がいただきたいと。今ここで回答を幾ら求めても、今のレベルをお答えいただいてもしょうがないわけで、もっと今の現状を変える回答がいただきたいということなんです。別に構いません、今日でないでもいいですから、次回でも次々回でもいいですから明確な回答をいただきたい。こういうふうに私は思います。

【区政情報課長】事務局です。

それにつきましては、まとまった段階で、その辺も含めてご回答、ご報告をするようにいたします。

【会長】では、その点はよろしく願いいたします。

どうぞ、あざみ委員。

【あざみ委員】今のお話を聞いていますと、基本的には、USBが入らないパソコンというのが少なく、仕事に必要なパソコンを教職員の方が自分で用意をして、USBも自分で用意をして仕事をさせていたということを黙認していたということによろしいわけですか。

【教育指導課長】事実とすると、教職員が各自で使う、勤務として使うパソコンという形では提供しておりません。おっしゃるとおりです。

【あざみ委員】それから、それはある意味、持ち帰りも含めて、仕事量が、要するに学校にいる間は終わらないと。だから持ち帰ることも含めて、認めていたということにもなりませんか。USBが使えるパソコンを学校の中で使い、USBが使われているのを知っていたわけですね。USBというのは、ハードに入れておけばいいデータを外を持ち出すために使うものですよね、ある意味。だからUSBが使われていたのを知っておきながら、そのままだったということは、持ち出しもオーケー、要するに持ち帰って仕事をしなきゃいけない、そういう状況に教職員はあるということで仕方がないというふうな状態だったのかなと思ったんですけど。

【教育指導課長】その点につきましては、いわゆるイントラパソコンは5台でございますけれども、その他の、いわゆるスタンドアローンのまさに箱だけの状態のパソコンを事務用して数台、平均しますと各学校に三、四台程度でございますけれども、みんなで共有できるような、そんなパソコンは買ってございます。ですから、そのパソコンを使って、そのハードの中に入れておきますとほかの者が見てしまいますので、USBで抜き取って保存するところに置いておくということで、基本的には、先ほど申し上げたとおり、学校の外には持ち出さないということが大原則。大原則というよりも絶対であります。それは各学校の規定で決められておった

わけでございます。

以上でございます。

【あざみ委員】持ち出すのを認めた上でUSBを使わせていたわけではないという答えですね。

ただ、仕事を持ち帰っていたことは、もう当たり前のように今されていますから、それで今どき、手書きで書いているような先生はいらっしゃらなくて、皆さんパソコンの活字でいろいろなものをつくられていて、ということは、そういうのも含めて、家でやられていたというのは、もう皆さん、教職員はそうだったと思うんですよね。だから、これはたまたま紛失したからということであって、個人情報が入っていない場合も含めて、相当持ち帰っているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そういうふうな認識でよろしいですか。

【教育指導課長】実際に教員という職業柄、毎日毎日、まさに授業の準備をしなければいけません。指導案も書かなければいけません。そういったものすべてを職場でやるということは不可能であります。ですので、やはり分けなければいけないのは、個人情報に該当する内容なのか、そうじゃないのか。これはもう本当に明確に分けなければいけないと思いますけれども、実際には個人情報ではない、まさに指導案等々、あるいは学校、学年だより、学級通信等々につきましては、これはもう一定程度は家でやることはいたし方ないと思っております。ただし、それがどういう形で、どのパソコンでどういう形で持ち出すのか、どうするのかといった点につきましては、学校の中でも何らかの規定等々が必要ではないかなと思っております。

【あざみ委員】であるならば、個人情報を含めたUSBと、個人情報を含めていないUSBを明確に分けるようにという指導を教職員の方にして、個人情報が入ったのは絶対持ち出さないという指導まで徹底を、校長先生なり副校長先生がされていたのかと。そういう指導をするようにということを教育委員会は言っていたのかと。

現実が、持ち帰らざるを得ないような状況があったわけで、当たり前のように皆さん個人のUSBを持っていたという認識があるのであれば、そこまでの指導をしないと、私はこの人がたまたま個人的に落としちゃったということじゃなくて、私はこの人を処分すれば終わりだというふうに思っておりませんし、そういう根本的な、今の学校での先生たちの多忙さというのがこういうところにあらわれているんだなというふうに思いましたし、その多忙さを解消するどころか、パソコンも十分に与えてないという、やっぱり教育委員会の責任というのは非常に重いなというふうに思ったわけですけれども、ちょっと前段に私が言った、細かいそこまでの指導はしていましたか。

【教育指導課長】おっしゃるとおりであります。それにつきましては、本当に例月の校園長会を通して職員等々に周知徹底するようにお願いしていたところをございまして、当該学校も、4月、5月においても、まさに会議の中の研修会において、そのような指導をしていただいていたところをございます。当然、その学校においても規定がございまして、規定の中では、一切鍵のかかるところに保存すること、外に持ち出さないことという規定を持って対応していたところをございます。

以上をございます。

【あざみ委員】そういう指導はしていたと思うんですけども、じゃ個人情報が入ったUSBをだれが幾つ持っていて、入っていないのは幾つ持っていて、要するに鍵と同じですよ。学校の中の教室の鍵というのは、学校の職員室にかかっていたりしますよね、ちょっと昔のイメージであれですけども。そういうように、もう共通のものであって、だれが持ち出したとか、持ち出されているかというチェックがすごく厳しく、学校はやっていると思うんですけど、それと同じぐらい、USBの管理というのは徹底されなきゃいけないというふうに思うんですよ。

だから、私は次年度にUSBが入らないパソコンを導入しても、それで、じゃ持ち帰れなくなっちゃったらどうするのということも逆に思うわけですよ、変な話ね。個人情報が入っていないデータを持ち帰って仕事をするという意味ですよ。もちろん個人情報は絶対持ち出すべきじゃないですから。そうなるとうなるんでしょうね。持ち帰れるんですか。

【教育指導課長】本当に本区の規定どおり、持ち帰らないのを徹底したいと思います。そのためには、まさにパソコンを導入することによって、ただ箱を置いただけだと、単なる、本当に箱、自分の使えるパソコンが手に入ったというだけで終わってしまいますので、実際にそのパソコンを使うことによって職務の効率化が図られるといったようなものでなければ、本当に時間が生まれてこないと思います。まさにそのようなシステムを、今、教員等々を使って会議を開きまして、検討しているところをございます。ぜひ事務の効率化が図れて、まさに職場で職場の仕事をする。そういうような環境に私どもとしても持っていきたいなど、努力をしているところをございます。

以上をございます。

【あざみ委員】1人1台にパソコンが与えられても、課長が言うように、全部持ち帰らないで学校でできるかという、それは本当に難しいところだというふうに思うんですよ。だって今、

現実的に、仕事が追いつかないから自分でパソコンを買って、自分で仕事をして、でもやっぱり終わらなくて持ち帰っているという現実があるわけで、そこは本当に効率的ということの意味をもっとよく考えていただかないと、本当に大変な現場じゃないかなというふうに思いますので、そこも含めて、今回の件で、ぜひ教訓を酌み取っていただきたいというふうに思います。

【会 長】林委員、どうぞ。

【林委員】ちょっと伺いたいんですけども、先ほど私、説明をいただいたもので、きょうはそのことには触れないつもりでいたんですけど、たまたま副会長のほうから次回までに明確にお返事をいただきたいというお話が出たものであれなんですけども、前回たしか、繰り返して申しわけないんですけども、その担当の方はきょうは出ていないもので、そちらに言うのはちょっと筋違いかもわからないのでお許しいただきたいんですけども、関連があるので申し上げるんですけども、質問事項を出して、それでその質問のあれで、会長のほうから、一応これ大事な質問だから次回にねということが今回のあれで、質問はよくわかったんですけども、事情はわかったんですけど、いずれにしろ、必ず、副会長のほうから今言われたことというのは、私も非常に関心のあるところですのであれなんですけども、前回のときと非常に似ているんですけども、質問事項のあれが、質問のまんま、こういう広報に、私も関心を持って見ていたら、ここに出ているんですよ。要するにもうこれが決まった形で。だから既成の事実ということで。そうすると形どおり、もう通ったという形で、これが終わると通ったんですよ、質問はあるけども、それはそれとしてみたいにとれちゃって、そちらではないんですけども、ただ私、区の皆さんに共通ということで申し上げているけれども、これ通っていますので、そうか、あれで質問のまま、もうあれはあれで終わったんだというふうに思って、きょう事情がよく、何となくわかったんですけども。

ですから、ぜひお願いしたいのは、今回、今、副会長のほうから鋭いご質問があって、こういうふうにしてほしいというのがありましたので、ぜひその明快なあれをいただきたいと同時に、ついでとっては申しわけないんですけども、やっぱりいろいろ今問題が出ていましてね、新宿区のほうとしては、そちらのほうも含めて、立ち入りとか、要するに法22条なんて言うつもりはもちろんないんですけども、きちんとした適正な指導管理は、きちんと監督はしなさいと。そこがきちんとしないと、コンプライアンスなんて守れっこないと思うんですよ。そうすると、新宿区って今まで、例えば月に一遍とか、3カ月に一遍とか、区の職員の皆さんが実際に現場というのは、どういうふうな体制で、指定管理者のところとか、全くの民間の、指

定どころか、もう全く業者に任せているところをどういうふうにチェックをして、これなら間違いはないというのはどういうふうにやられているのか、僕はちょっと区民のあれとしては、実はそういう事件をちょっと見聞きして、直接にあれしたこともあって、なるほどなと思ったこともあるものですから、要するに個人情報に平気で、悪気もなく、全然、垂れ流し状態で、先ほど言われたみたいに、使われちゃっていて、使われたご本人が、「私のあれがこんなことがあったんですよ、館長さん」と私のところに見えたことが、一度、かつて、二、三年前ですけど、あったんですね。

そんなようなことなんですけども、それで、ついでで申し上げると、実はこれ、ここの区長さんなんかは一番最先端で、きっと新宿区は最先端になるはずなんですけれども、消費者庁がもうすぐ、もうそれこそ喫緊の事態ということで、福田さんも一生懸命言っていますから、できると思うんですけれども、そうなってくると、特別委員の人たちで骨子をつくったので、中山区長は当然やっているわけですよ。消費者問題の中で、特にあの方の中のあれでは、頭の中ではきっと、だからこの間、最初、冒頭に中山区長が我々にごあいさつをくださったときに、非常に私は関心のあるところというのは、きっとあの方はそのメンバーに、福田さんのほうに非常に選ばれてなっているわけですから、そうでしょう。その中にはっきりこの個人情報のあれは、内閣府とか経済産業省からとって、全部ここに法律を持ってくことに、消費者庁に来るんですよ。そうなったときに、当然審議のメンバーの中心であられた中山区長は、どういう立場で将来的におられようと、近々きっと中心になって、自分の頭の中のことで出てくるはずなんです。そういうときに、議会の皆さんだとか、区の皆さんとか、非常な……

【会 長】林委員、ちょっと質問をね、この議題に限定してください。時間がないので。

【林委員】すみません。ですからそういうことで、ぜひ、申しわけないんですけれども、先ほどのあれに続いて、ぜひどういう体制になっているのかだけは、私は、その1つだけは教えていただければと思いますので。

【区政情報課長】事務局です。

ちょっと別件で、林委員がご指摘になられたのは、前回の生涯学習財団へ……

【林委員】そうです。指定管理。

【区政情報課長】指定管理者としての生涯学習財団への事業の委託についてということで、生涯学習館のほうで受付をやられるのではないかとということでお話があったんですけども、それにつきましては、その場でもちょっと説明が不足していたのかもしれませんが、それで

生涯学習館での受付を行わないと。レガス——生涯学習財団の本体のみで受付を行いますので、個人情報が生涯学習館のほうから漏れてしまうとか、過去にそういった事例があったということは確認しましたがけれども、そういったことは起こらないということでございます。

【林委員】私が申し上げたかったのは、副会長のあれなんですけれども、ちょっとニューフェースの私がこんなに言うのも失礼だとは思ったんですけれども、仮にもあのときに会長が、次回までにねということであれされたものに対しての、ちょっとあれがないまま、審議というのは進行していっちゃうのかなというふうに、個人的にさっき思っていて、きょうは黙っていようと思ったんだけど、たまたま似たようなあれが出たものですから、ちょっと質問させていただいたんですけれども、また後ほど、もしあれだったら。そういうことです。

ですから、次回までに、私としてはそういう立ち入りじゃないけど、立ち入り責任があるわけですから、やっぱりそのチェックを各部門の方が、これだけの事業をやる以上は垂れ流し的にするのではなくて、やはり何か月に一遍とか、きちんとチェックをして、立ち入りをやっていますということになれば、多少なりともコンプライアンスはぴしっとするんじゃないかなと、任せっ切りではないのかなと、そんなふうに思った次第です。

すみませんでした、長くなって。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】この新宿区立の学校の話ですけれども、きょうの21の資料は、紛失についてということだけの報告なんですよね。だから、副会長がおっしゃるように、USBメモリは私も使いますが、あれは高く、いろいろなものを結構入れちゃうんですよね。そうすると、持ち歩くと、ほかのものまで流出しちゃうことだってありますけど、今お話しを聞いていると、このメモリすら持ち出したり使っちゃいけないということをおっしゃったようなんですけれども、それでしたら、これを持ち出して使ったことの報告、これをどういうふうに処理しますとか、今後こういう事故がないようにどうしますかという、今後のことも何も書いてなくて、これは東京都だから、新宿区はこの程度でいいですよという報告のようにしか見えないわけですよね。

でも、聞いていますと、パソコンを1台ずつというのは、東京都ではなくて、新宿区が用意するのかどうか。そういう、東京都と新宿区が、どこがどういうふうな責任を持って、どういうふうに対処するのかがさっぱりわからないのが一つなんです。

それで、やはりあざみ委員がおっしゃったように、ほかの企業さんなんかでなさっているのは、本体のパソコンには個人情報を入れて、それでそうじゃない出先での業務は、そのパソコ

ンではないけれど、USBを使うとか、そういう使い分けをしている会社もあるわけですよ。ですから、ただ、鍵がかかればいいです、朝から24時間学校にいて業務してください、そういうことはできない時代ですよ。今、残業もうるさいわけですから。だから、やはりそういう機具の使い分けとか、個人情報を守る対策はどうするのかということが、もしそれが新宿区の範囲であれば、ここでやっぱりきちっと、個人情報の委員会ですから、審議したほうがいいと思うんですね。もしそれが新宿区のできるのであれば、個人情報の入ったパソコンは絶対持ち出さないけれども、あと毎日の業務に使うものは家でやってこられるとか、そういうようなことをしないと、現実的じゃないと思うんですね。

私もお友達に先生がいまして、その子どもさんやっていますが、すごい忙しい。それで、やはり現実的なことでしないと、やはり個人情報が漏れることにもなると思いますので、そういうことを考えていただきたいということです。

一つは、東京都の範囲と、新宿区ということが1つ。もう一つは、現実的な個人情報を守る方法という2つです。

【会 長】本件は了承といたしますか、報告事項を了承するという件ですので、多少そういう意味では余裕がございます。ということで、きょうは、これは了承できないということでしょうか。ご説明いただいてからもう一度諮るということです。

【鍋島委員】お答えいただけたら、その範囲だけ……。

【会 長】山口副会長とか、今の鍋島委員のご意見を聞いておられましたですね。

【鍋島委員】簡単に、東京都と新宿区の範囲は簡単だと思いますので。

【会 長】了承できないということにさせていただきたいと思います。

【教育指導課長】それでは、今のご質問について、一つ、二つ。

東京都と新宿区の関係でございますけれども、サービス監督を実際行っているのは新宿区でございます。ただし、実際に雇い入れているのは東京都ということになりますので、日々のサービス監督はいたしますけど、処分する権限がないという、そんなことがありますので、最終的な処分については東京都と申しましたけれども、あくまでも日々の職務に関するサービスの監督は私どもの役目ということになってございます。

また、2つ目の点でございますけれども、おっしゃるとおりで、これは実際、私が使っている、事務方が使っているのは、まさにすべてのデータが持ち出せない状態になってございますけれども、学校はそれは不可能でございますので、やはりそれは個人情報が入っているか入っていない

いか、そこはとても大きいわけでありませう。

ですので、当然USB、フロッピー等々でいろいろな教員が持ち出しをしていると思ひますけれども、それは基本的には個人情報でないものに限る。個人情報についてはすべて持ち出してはならないというところが、一線を引いてあるといたった点でございます。ただし、それについても、今多々ご意見いただきましたので、本当に今後、一切同じようなことが起きないような体制をもう一度考えて、この会にまたお話を申し上げたいと思ひます。

以上でございます。

【会長】はい。

【区政情報課長】よろしいですか、会長。

今お話があつたんですけれども、これにつきましては、対応について、まとまった段階で報告を再度いたしますので、そういった形で報告はよろしいでしょうか。

【会長】了承ということはどうしますか。

【山口副会長】私は、いろいろな意見を申し上げましたけど、この問題そのものというよりも、区の姿勢だとか、今後の対策だとか、特に今後ですよ。現状は仕方のないことで、現状そうなっているということはわかりましたので、その現状を踏まえて、やはり個人情報の保護をもっと末端までしっかり徹底していただきたい。そのためには、現状をどういうふうに変更される、あるいは修正される、改善されるのか、それを、次回の期日までに間に合うかどうか、それは区全体が動くことになるかもしれないので、いずれにしろ、時間はもう区の日程に任せますけど、後日必ずこの教育指導課と、区全体の問題と、2つの場所において何らかの結論を出していただいて、こちらの審議会にご報告いただきたいというふうに思ひますけど。

そういう意味で言えば、私としては、きょうのこの報告自体を反対して、差し戻すという気はありませんで、一応報告は報告ですから、報告を拒否してみても仕方がないので、一応承認ということにしますけど、そういうことだけは後日の課題としてご検討の上、ご報告いただきたいと、こういうふうに思ひます。

【会長】副会長のご提案でいかがですか。よろしいですか。

〔よろしいんじゃないですかと呼ぶ者あり〕

【会長】では、僕の言ったことは撤回いたします。

では、次回、ご報告をよろしくお願ひします。

では、そういうことを条件にいたしまして、一応了承するというところでよろしいですか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

【会 長】では、そうさせていただきます。

では、処罰を決められてからですか。罰するべきだとおっしゃいましたが。

【山口副会長】それも対策の中を含め……、懲戒処分のお話もしましたけど、これは個人的意見なので、それも一つの課題、検討されればいいことで、私は別に個人的に懲戒処分を申し立てる気もありませんので、そういうこと、それくらい区として厳しい姿勢でこの問題に取り組むんだという姿勢を区が示すということが、私は重要じゃないかと。懲戒処分がどういうレベルに該当するかはともかくとしまして、何らかの形で、区としてはこういう問題に対しては厳しく対応するんだという姿勢をぜひ、現在の区長さんで示していただきたいなという希望なんです、その懲戒処分というのは。よろしくご検討のほどお願いいたします。

【会 長】では、その点も踏まえて報告をしてください。

では、次の項目に進んでよろしいですか。

資料26、児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集についての説明をいただきます。どうぞ。

【教育指導課長】それでは、引き続きまして、教育指導課長のほうから報告させていただきます。

警察と学校との相互連絡制度でございますけれども、ご案内のとおり、平成17年より、警察と学校がそれぞれの役割を果たしつつ、学校と警察でより密接な連携を図ることによって、児童・生徒の健全育成を図っていくと。そんなようなことを目的に今現在、行われているものでございます。

4月以降でまた2件ございましたので、このご報告をいたします。

資料26をごらんいただきたいと思います。2ページ目をごらんいただきたいと思います。

下から4番目、本人外収集の期間ということで、5月28日となってございますけれども、この件を少しご説明させていただきますと、区立中学校3年生女子の件でございます。当該生徒は、これまでも家出や深夜徘徊などの問題行動がある生徒でございまして、保護者から警察へ、当該生徒の非行について相談がたびたびございました。そして、保護者の理解の上、児童相談所へ送致することとしていたものでございます。5月28日午前1時ごろ、自宅に当該生徒が戻ったときに、保護者が子どもを連れて警察に行きまして、児童相談所へ送致したという件でございます。

そこで、3ページ目をごらんいただきたいと思いますが、警察との連携のガイドラインの(1)の①のイの例でございます。ぐ犯少年の事案で、児童相談所に通告された者の事案ということで、このガイドラインにのっとりまして、連絡があったというものでございます。

続きまして、もう1例ございます。次の4ページ目をごらんいただきたいと思いますが、

次は、6月27日でございます。少しこれについてもご説明いたしますと、6月27日、夕方5時ごろ、早稲田松竹の屋根に登り、遊んでいる者が見えるということで近所の住民から通報がありまして、警察が駆けつけて補導したということでございます。その後、その者がナイフを所持していたということがわかりまして、銃刀法違反により、犯罪少年の任意捜査により、警察官に送致される予定の事案であるということで、警察から学校へ連絡が入ったというものでございます。

ということで、5ページ目をごらんいただきますと、ガイドラインの(1)の②のアでございます。犯罪少年の任意捜査により家庭裁判所、検察官に送致された事案。実際には、きょう現在、学校からの連絡によると、警察からは、送致されたという連絡はまだないということでございます。されるということでの連絡が入ったといったところでございます。

以上、2点でございました。

なお、もう一点、新たな件数はこの2点でございましたけれども、次の資料に、「平成19年度第8回 資料50」というものがございます。実は昨年度、2月5日の折に、この警察との連携制度においてご報告した件で、ご報告した後に新たな事実がわかりまして、当審議会にご報告すべきであるということがございましたので、1つご報告及びおわびを申し上げたいと思います。

ずっと以前のことでございますので、少し概略から申し上げさせていただきますと、12月12日の日に、ホームレスの方が児童を追いかけていると、追い回しているという、そんな通報があったということで警察が駆けつけてみたところ、実際にそういう事態があったわけですが、実際には、児童のほうが多数名にわたってエアガンを撃ったり、あるいは投石をしたりという嫌がらせを度々行っていたと。そこで、それに腹を立てたホームレスの方が児童の方を襲っていたといった事案であったというご報告を申し上げます。

そして、それが翌13日、そしてより具体的にわかった26日の2回に分けて、警察から本人外の情報提供が学校のほうにあったわけでございますけれども、同日、13日と26日に、警察のほうで保護者の方を呼びたいということで、保護者の連絡先を学校に求めてきたわけでございます。

す。その求めてきたものに対して、学校から情報提供したというものがこのペーパー、外部提供記録票でございます。13日と26日というものであったわけでございますけれども、実は先般ご報告した2月5日以降、実際にガイドラインにのっとりこの外部提供ができたかどうかということを文教委員会の前に、委員さんのほうから間違いないですよという、そんな確認がありまして、私どものほうで確認を各学校にしたところ、実は思わぬ事実が出てまいりまして、今回かかわった学校が4校ございました。4校のうち2校は、ガイドラインにのっとり情報提供してございました。

なお、このガイドラインでございますけれども、今回そのガイドラインも添付させていただきました。大変恐縮でございますけれども、ガイドラインの4ページ目をごらんいただきたいと思えます。このガイドラインによりますと、学校が情報提供する場合、12の(2)という、一番下のほうをごらんいただきたいと思えます。警察からの連絡の内容については事後に、つまり警察から学校に連絡があった場合には、こういう連絡があったよということを事後に連絡すればいいということです。そして、警察への連絡の内容については、今度は学校から警察へ情報提供する場合には、事前に原則として当該児童・生徒及びその保護者に知らせ、事実確認を行う。ただし、当該児童・生徒及びその保護者に知らせることにより、当該児童・生徒への適正な指導に支障が生じ、事案の解決をかえって困難にすると認められたときは、この限りではない。校長は、ただし書に該当すると認めるに当たっては、教育指導課長と協議し、その承認を得なければならないという項目がございます。

実際に4校、警察に外部提供を行ったこの点につきまして、2校についてはこのとおり実施をしたところでございますけれども、残りの2校のうち1校は、本人には連絡をしましたが、保護者にはしていなかったということが後日わかりました。また、もう1校については、家庭には連絡をせず、私ども教育委員会のほうに連絡をしたわけでございますけれども、ここに書かれてあるように、事前に教育指導課長に連絡をし、協議をして承認を得なければいけませんけれども、実際に連絡をしてきたのは事後であったということがわかったところでございます。

本当に、ガイドラインに沿わない形での外部提供をしたということで、大変私どもも驚きまして、直後に、個別に校長を呼びまして指導を行いました。また、3月は校園長会がございませんでしたので、年度が明けたところでございますけれども、新しく他地区から来た校園長もおりましたので、4月の校園長会と5月の校園長会では、このガイドラインをもう一回増刷し

まして、配付したところでございます。また特に5月につきましては、今読み上げさせていただきましたこの箇所につきまして、私のほうからまた音読いたしまして、受ける場合にはまた警察から受けるわけでございますけれども、特に学校のほうから情報を提供する場合、これにつきましては、絶対このガイドラインを犯してはならないといったところで指導したところでございます。

いずれにいたしましても、全体の2月5日の折には、ガイドラインにのってっていない情報提供があったということをこの場でご報告することができませんでしたので、あわせてご報告とおわびを申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご質問、ご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

どうぞ、あざみ委員。

【あざみ委員】最後のところなんですけれども、そうすると、教育委員会はどういった事案があったときに、保護者及び本人同意を得た上でのこういうやり取りだったのか。要するにガイドラインにのっとったという点をチェックして、報告を受けていなかったということですよ、逆に言うとな。後で知ったという、後で聞いてみたら、本人同意、保護者同意をとっていなかった学校があったという、そういうことですね。

【教育指導課長】昨年度は1件でございましたけど、以前にも数件ございまして、過去にはそういう件はございませんでしたので、そのときには確認はいたしませんでした。後日ペーパー等々も来ますのでということで、その場では確認していなかったのが実際でございます。

以上です。

【あざみ委員】この例だけは確認をとらなかったという意味ですか、今のは。ほかはそういうことをきちんと手続的にやったんだけど、今回は聞き逃していたということですか。

【教育指導課長】昨年度は学校から外部提供したというのはこの1件だけでございましたので、ほかには一切、そもそも件がなかったものでございます。

【あざみ委員】それ以前は。

【教育指導課長】17年度から始まってございますので、それについては毎回確認していると認識しております。

【あざみ委員】このガイドラインが導入される経過について、16年の段階でいろいろあったわけで、こういった警察との情報交換が本当に教育的にいいのかどうかという議論がいろいろあった上で、都内でも非常に最後のほうに締結したという経過があるわけで、そのガイドラインに本当に沿った上で、やむを得ない事由についてそういった、特例的に警察との情報交換をするんだということになったので、こういった事例が本当になればいいんですけども、あった場合にも、最低限の個人情報保護という問題をきちんとしていこうというガイドラインですから、その根底のところですよ、本人同意、保護者同意を得るところは。

ですから、ここを实际やる学校側の徹底ももちろんですけども、学校に徹底させる上でも、こうしたことがあったときに、すぐに同意をしたのかどうかということや教育委員会が聞いたのかどうかという、ここの審議会に報告があった後に、課長さんをご確認したらこういうのが出てきたということでは、それ自体も、ちょっと私はやはり、このガイドラインに対する姿勢というんでしょうか、甘かったんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ今後是这样いことがないようにしていただきたいという思いがあります。

そうすると、じゃ、この報告の前の2件については、本人同意、保護者同意があった上でのやり取りであるという、これは受けたほうですね。学校が提供したという内容じゃないんですね。受けたということですけども、受ける場合も、例えば保護者の方がお連れになったというケースが一つありましたよね。そういう場合も、保護者に、このことは学校に伝えますよというふうな確認をとってやられているんですかね。

【教育指導課長】1点目の、ご報告申し上げた件だと思いますが、これは、すべて連絡する事案ということでガイドラインに載っている件でございますので、警察としては連絡はあったということでございます。

【あざみ委員】あと、本人同意、保護者同意とは別に、どういうところに学校から警察への連絡の条件として当たるのかといったところについて、(2)の①のイとウに当たるということで、この事案はここに係ってくるんだというご説明があったわけですけども、文教委員会のほうでは、こことは違うんじゃないかというような議論もされたというふうに聞いているんですけども、その辺の経過をちょっと教えていただけますか。

【教育指導課長】今のご指摘の点は、昨年度、19年度の第8回資料50の裏面をごらんいただきたいと思います。ホームレスの方を襲ったということで、数校、実は数区にまたがる大きな事案でございました。

そこで、私どもとすると、イ、内容が悪質で社会的反響が大きな問題行動の事案と、ウ、複数の学校の児童・生徒や非行集団・不良グループが関係した問題行動の事案ということで、ガイドラインにのっとっているということでオーケーをしたわけですが、文教委員会でどのような議論が出たかと申しますと、括弧のその後でございます。例の中の例示の中に、例えばイでありますと、援助交際、薬物使用、偽造というものしか載ってございませんで、今回のような事案の例が載っていないわけでございます。そこで、もし「等」というものがあるあるならば分かるけれども、ここで「等」というものが載っていないということは、とにかく限るのであると。例えばこの3つに限るというように理解すべきであるというご意見をいただきました。

教育委員会といたしましては、前後いたしますけれども、文教委員会の中では、この当審議会に、もし必要であるならば例をふやすというような提案をすべきではないかという、そんなご意見もいただいたところでございますけれども、教育委員会としては、やはり今委員ご指摘のように、できる限り警察に提供することをよしとしない、できる限り学校でできることは学校ですべきであるということで、例示をふやすことはしない。ただし、今回のケースにおいては、どう考えても、教育委員会として判断して、イとウに該当するというように判断をしたということでご了解いただきたいというような考え方を述べさせていただいたところでございます。

確かに例にはございません。ただし、今回は、本当に数校、数区にまたがる大きな事案であって、内容的にも大変、社会的にも反響が大きなものですので、例はありませんけれども、例示をふやすことはいたしませんけれども、今回これで上げる必要があったと私どもは判断させていただいたという、そんな経緯がございました。

以上でございます。

【あざみ委員】例をふやさないという判断をもうしてしまっているわけですね。教育委員会の判断によって、例がない事案について、こういったケースに当てはまるんだというふうに、判断基準が、やっぱり基準は必要だと思うんですよ。教育委員会といたって機械じゃないわけで、人が入れかわって、教育委員会事務局の要するに課長さんたちはかわっていくわけですよ。だからこそガイドラインをつくったわけで、私はこのガイドラインがパーフェクトだというふうに言っているわけじゃなくて、それは状況によって変えていかなきゃいけないものがあると思うんですよ。今すぐこれがどうということではないですけども。ですけども、じ

やその基準というのをどこに置くのかということになるわけですよ。例示がないのに、イトウに当てはめましたということについてはね。そこはどうするんですか。

【教育指導課長】実際に生活指導健全育成というものは、大変おっしゃるとおりで、判断は難しいところだと思います。これは幾ら基準を決めたとしても、本当に判断できないケースもございます。そういった点では、私ども本当に、その1件1件について、学校だけで解決できるのか、保護者に任せられるのか、あるいは教育委員会だけで判断できるのか、あるいは他機関、つまり警察と連携しないとできないのか、そこら辺がぎりぎりのところの判断になろうと思います。その判断を教育委員会という場での機関決定をさせていただければありがたいと、そんなことを思うところがございます。

以上でございます。

【あざみ委員】私はちょっと、その言葉だけではなかなか理解できないところがあります。それは、今の課長さんの思いであって、それがどう次の方に引き継がれるのかわかりませんし、そのためにこういうガイドラインがつけられたわけで、ですから、このガイドラインを見直すのであれば見直すべきだと思いますし、そうでないならば、どうするのかということをもっと明確に出していただきたいなというふうに思いますので、そこは要望ということでさせていただきたいと思います。

【会 長】ありがとうございました。

ほかにございますか。

では、今のあざみ委員のご指摘は、要望ということでお伺いします。あざみ委員個人の要望ということですか、それとも委員会の要望…。そういうご意見があったということをお願いいたします。

ほかにございますか、了承ということよろしいですか。

[はいと呼ぶ者あり]

【会 長】では、了承ということにいたします。どうもありがとうございました。

それでは、資料22にまいります。資料22、新宿まち歩きツアー実施委託につきましてでございます。説明者の方はよろしくお願いいたします。

【文化観光国際課長】文化観光国際課長でございます。

それでは、資料22、件名、新宿まち歩きツアー実施委託。この件についてご報告をしたいと思っております。表紙にございますように、事前報告としては、14条1項の個人情報の収集を伴う委

託、これに関する事前報告でございます。よろしくお願いいたします。

1枚お開きいただければと思います。事業の概要についてお示しをさせていただきました。

事業名、新宿まち歩きツアー実施委託でございます。

担当課としましては、私のところ、地域文化部の文化観光国際課になります。

目的、新宿の持つ地域観光資源を発掘して、新たな新宿の魅力として情報発信を行うもの。

対象は、区民を含む来街者一般ということでございます。

事業の内容ですけれども、大きく1番、2番ということで書かせていただいておりますけれども、ガイドさんのご案内による新宿の魅力発掘のためのまち歩きのツアーを実施して、ツアーの参加者自身によって、インターネットですとか区の電子会議室などを通して、新宿区の魅力を発信してもらうものというのが事業の内容でございます。

実施のテーマ等については以下に記載のとおりでございますが、新宿の持つ自然や歴史・文化・産業など、有形無形の内容を観光情報として、地域観光資源として発掘して、情報発信をしていきたいというふうに思っております。

各回のテーマに合わせてということで書いてありますけれども、徒歩で2時間から3時間のコースを設定させていただきまして、年4回ほど、毎回30名ぐらいの方にご参加をいただく中で、ツアーを実施していくということでございます。

5番に、ツアー参加者の声の徴収と参加者による新宿の魅力の発信ということを書いてございます。先ほどのちょっと繰り返しになりますけれども、今後のツアーの参考とするため、あるいはツアー参加者自身が、新宿のまちってこんなにいいまちなんですよということを、情報の発信者として発信をしていただくため、こうした中で、インターネットですとか区の電子会議室等によって、魅力の発信ということをやっていただければと思っております。

業務委託の内容については、ツアーの内容及び企画構成。ツアーの周知及び参加者の募集、問い合わせ。以下、7番までの各項目についてが委託業務となっております。

1枚おめくりいただきまして、3ページでございます、委託先、財団法人新宿区生涯学習財団、こちらのほうに業務委託をしていきたいというふうに考えております。

委託に伴い事業者処理させる個人情報でございます、①郵便番号、②住所、③氏名、④年齢、⑤電話番号、5項目でございます。

委託の理由としては、ツアーの企画構成及びまち歩きの実施、参加者の募集、保険への加入、問い合わせへの対応など、一つの催事として運営することが、合理的かつ効率的であると判断

するためでございます。

委託の内容につきましては、先ほど2ページでご説明をさせていただきました参加者の募集以下、問い合わせへの対応まででございます。

具体的には、募集方法は、区の広報、区のホームページ、Oh!レガス新宿ニュース、生涯学習財団ホームページ等で募集のほうを行っていきたいと思います。応募については、往復はがきでお申し込みいただく形でございます。応募はがきの送付先としては、生涯学習財団。募集期間内に送付されたはがきは生涯学習財団で保管をさせていただいて、募集期間終了後、文化観光国際課の職員立ち会いのもとでの抽選。抽選後、生涯学習財団は当落の結果を返信はがき裏面に印刷をして、応募者へ発送。同時に、財団は当選者、落選者の名簿を2部作成して、1部を文化観光国際課に提出、一部を財団として保管。財団として保管した一部については、保険への加入、当日の受付、問い合わせへの対応に使用するため、はがきとともに財団で保管をして、まち歩きのツアー終了後は、名簿、はがき、個人情報にかかわるものについては、区のほうに返却をしていただくという内容でございます。

委託の開始時期は、契約締結の翌日から今年度いっぱいというもの。

それから、委託に当たって区が行う個人情報の保護対策ですけれども、契約に当たりまして、次のページにあります、別紙の特記事項を付させていただきます。また、業務終了後、提供した情報については速やかに返却をさせます。

それから、受託者側に行わせる個人情報の保護対策でございます。財団の中に、取扱責任者及び取り扱う者を事前に指定させていただき、情報については施錠された金庫に保管をする、かような対応をとってまいりたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

それでは、どうぞ。ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

どうぞ、有馬委員。

【有馬委員】ちょっと1点だけ。最終的に名簿とはがきを文化国際課のほうへ、この事業が終了したら提出をするということなんです、この提出した最終的な名簿とはがきについては、どのような形で処分されるのか、保管をするのか、その辺はどうなっているんですか。

【文化観光国際課長】それは文化観光国際課としてですか。

【有馬委員】はい。

【文化観光国際課長】文化観光国際課としては、名簿については基本的に保管をしていきたいというふうに思っています。また、保管に当たりましては当然、課の中でも施錠できるキャビネット等がございますので、その中で、私を責任者として、責任を持って保管する形で行っていききたいというふうに考えています。

【有馬委員】はがきは処分するんですか。

【文化観光国際課長】はがきについては処分をしたいというふうに思います。

【有馬委員】そうすると、その名簿については、じゃその次の事業の考え方にも生かすとか、いろいろな考え方を今後の展開として持っていかれるということも想定されるということですか。

【文化観光国際課長】はい、さようでございます。

【会 長】ほかにございましたらどうぞ。

では、本件につきましては、了承ということでよろしいですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

【会 長】ありがとうございました。ご苦労さまでした。

次に、資料23にまいります。資料23、「ファミリー音楽館～オーケストラと遊ぼう」催事委託につきましてご説明いただきます。どうぞ。

【文化観光国際課長】続きまして、「ファミリー音楽館～オーケストラと遊ぼう」催事の委託でございます。本件につきましても、14条第1項の個人情報の収集を伴う委託等ということで、お諮りをするものでございます。

1 ページをお開きいただければと思います。

まず、事業の概要でございます。目的のところに書いてあります、東京フィルハーモニーとの連携により、クラシック音楽や楽器演奏に親しむということを目的として、今回、事業の内容、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲということで書いてありますけれども、ワークショップ、連続講座としての「ファミリー音楽教室」、それからメインコンサート、3つの事業を行っていききたいというふうに思っております。本委員会に関係します個人情報の関係につきましては、こちらのⅡ、Ⅲに係る部分でございます。

もう1枚お開きいただければと思います。資料の4ページになろうかと思いますけれども、件名「ファミリー音楽館～オーケストラと遊ぼう」催事委託についてという表題の資料でございます。

登録業務の名称につきましては、今申し上げました「ファミリー音楽館～オーケストラと遊ぼう」催事委託でございます。

委託先ですけれども、財団法人東京フィルハーモニー交響楽団でございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目ですけれども、①郵便番号から始まりまして、住所、氏名、電話番号、それから楽器の経験や習熟度に関する情報というものでございます。この楽器の経験・習熟度につきましては、Ⅱの「ファミリー音楽教室」、この中でさまざまな楽器を使いまして、オーケストラの団員と一緒に演奏の方法を学ぶ。それからⅢのメインコンサート、この中で、何回かの教室で学んだものをプロのオーケストラと一緒に演奏していく。この中で、楽器の習熟度について事前に把握をしておく必要があるためというようなところで、⑤の部分でございます。

委託の理由でございます。本事業のうち、音楽教室については参加者の楽器経験や習熟度によりクラス編成を行う。応募者の抽選・当落の結果の返信・習熟度別クラス編成は一連の業務として行うことが効率的であり、また、習熟度別のクラス編成を前提とした講座プログラムを構成することは、音楽的専門性を有する当該受託事業者しかできるものでなく、受託事業者に取り扱わせることが合理的・効率的であると判断するためでございます。

委託の内容でございます。参加者の抽出業務。応募方法は、区の広報、ホームページ等で公開をさせていただきまして、先ほどのツアーと同じやり方でございますけれども、申し込みについては、往復のはがきでお申し込みいただきます。

応募のはがきの送付先は文化観光国際課。募集期間内に届いたのはがきについては課のほうで保管をさせていただいて、締切り後、課の職員の立ち会いのもとに手作業による抽選を行います。委託業者は抽選後のはがきを持ち帰って、当落の結果を返信用はがきの裏面に印刷をして、応募者に返送させていただきます。同時に、当選者・落選者の名簿2部を作成して、はがきと当選者・落選者名簿1部は文化観光国際課に返却。当選者の名簿1部は事業終了後まで委託事業者が保管をして、文化観光国際課は名簿とはがきを保管し、問い合わせ資料として、お申し込みをされた方への問い合わせに対応していきたいというふうに考えております。

委託に当たりまして区が行う情報保護対策ですけれども、契約に当たりまして、次のページの特記事項を付させていただきたいというふうに思っております。また、業務終了後、提供した情報については速やかに返却をさせます。

受託事業者に行わせる情報保護対策については、事前に取扱責任者、取り扱う者を指定させ

ていただき、施錠のできる金庫で管理をさせていただきたいと、かように思っているところでございます。

よろしくお願いいたします。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ。よろしいですか。

では、本件は了承ということによろしいですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

【会 長】ご苦労さまでした。

次に、平成19年度の審議会におきまして、承認に際して報告を求めることとした資料7、新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書につきまして説明をいただきます。どうぞ。

【住宅課長】住宅課長の北村です。

本件につきましては、前任の小山がご説明しましたが、さまざまなご指摘を受け、今回ガイドラインを大幅に見直したところです。見直しの要点としましては、第1に、照会対象者の範囲の限定化・明確化を図ったことです。第2に、具体的な情報の流れを踏まえ個人情報保護の適用を図ったことです。

それでは、資料7をごらんください。主な見直し点について報告をします。

1 ページの3、個人情報の照会の対象者です。前回、区が警視庁へ照会する対象者として、新規使用申請者、同居申請者、使用権承継申請者のすべてが該当する旨ご説明しました。今回の改正では、（1）区が警視庁へ照会する対象者は、次に掲げる使用申込者等のうち、暴力団員であると疑われる者と定め、対象者の範囲を限定しています。

また（2）「暴力団員であると疑われる」とは、次に掲げることとするとし、前回に比べ、より明確にしました。すなわち、「暴力団員であると疑われる」とは、①暴力団の組の看板または紋章を住宅に設置している。②暴力団員である旨を示して、他人に対し、金品の提供を要求し、または粗野もしくは乱暴な言動をしている。③暴力団員である旨を示し、他人に対し、金品の提供を要求し、または粗野もしくは乱暴な言動をしている者を住宅に出入りさせていると定めるものです。

2 ページの6、連絡担当者です。だれだれ「等」という表現を改め、担当者を明確にしました。

7、情報提供の方法です。個人情報の保護に意を用いています。（1）区の連絡担当者は、

警視庁の連絡担当者に合意書に基づく様式により、上記5（1）①を照会用電子データに作成したフロッピーディスクを直接手渡しで情報提供し、そのフロッピーディスクの返却時も同様とする。また、上記5（1）②の照会についても、照会用電子データに作成したフロッピーディスクを直接手渡しで情報提供し、そのフロッピーディスクの返却時も同様とする。少し飛ばしまして、（2）区に情報提供する場合は、警視庁の連絡担当者は、区の連絡担当者に直接手渡しで情報提供するものとするものと定めるものです。

9、区における個人情報の適正管理です。この点についても、個人情報の保護に意を用いています。

（1）区から警視庁へ照会した対象者の個人情報または警視庁から提供された個人情報については、区の文書保存規程に基づいて保存年度まで保存するものとする。保存期限の経過後は、文書保存規程に基づいて廃棄処分するものとする。また、警視庁から提供された個人情報については、複写または電子計算組織に記録しない。

（2）警視庁への照会用電子データは、警視庁から返却後、内容を消去し保存しないものとする。

（3）区から警視庁へ照会した対象者の個人情報または警視庁から提供された個人情報については、区の他部署や区立住宅の自治会等への情報提供はしない。情報提供の依頼があった場合は、個人情報保護の必要性を十分説明し、理解を得るものとする。

（4）、（1）で作成した文書は、安全に配慮し、施錠のあるロッカー等に保管すると定めるものです。

次に、3ページの11、その他です。通報者への対応であるとか、個人情報保護審議会への報告など、前回ご指摘いただいた事項を明確にしたものです。

（1）住宅課長は、住宅課職員が個人情報を適切に管理できるよう、個人情報の取り扱いについて周知徹底するものとする。

（2）近隣住民からの暴力団員の情報提供については、上記3（2）に該当しているか検討し、警視庁に照会するか否かを決定するものとする。ただし、上記3（2）に該当しない場合は、通常の苦情として対応するものとする。なお、通報者に対しては、あらかじめ個人情報保護の必要性及び調査結果の情報提供はしないことを十分説明し、理解を得るものとする。

飛ばしまして、（5）住宅課長は、区が警視庁へ照会したとき、または警視庁から情報提供されたとき、支障がないと判断する直近の新宿区情報公開・個人情報保護審議会へ報告するも

のとする」と定めるものです。

以上、報告を終わります。よろしく申し上げます。

【会 長】ありがとうございました。

それではどうぞ、ご質問、ご意見がございましたらよろしく申し上げます。

では、本件は了承ということによろしいですか。

どうぞ。

【林委員】すみません。これ私、全くわからなのにこんなことを伺ってあれなんですけれども、皆さん方で随分検討された結果だと思うんですけど、ここの7の(2)のところについてちょっと、「警視庁の連絡担当者は、区の連絡担当者」という、こういうことを本当に明記しちゃって、できるんですかね、警視庁の仕組みとして。警視庁の連絡担当者って、だれが、個人情報向こうはかなり厳密に扱っていて、こういうことはなかなか厳しいと思うんですけど、そんなに簡単かというと、区の連絡担当者に直接手渡しなんていうこと、ここの間にも何か不都合が起きたような場合には、ここの最後には個人情報審議会も絡んできますので、ちょっとここのところ、あれなんですけれども。

【住宅課長】この件につきましては、この審議会で既にご説明させていただいたんですけど、警視庁との合意に基づいて実施するものです。

【林委員】体制を組むんですね。あちらに、こういう、本来、連絡担当者ってないでしょう。

【住宅課長】連絡担当者も、もちろん警視庁のほうで定めていただいております。今回は、ガイドラインのご指摘いただいた部分の改正点の報告ということで、すみません、前提となる説明を省略しました。

【林委員】ありがとうございました。

【会 長】有馬委員。

【有馬委員】ちょっと関連するかもしれませんが、情報提供の方法が、区の場合はFDですよ、フロッピーディスクでの情報提供で、警察のほうからは直接手渡しという形になっているわけですよ。これは、例えば区はFDなんだけど、警察のほうは直接手渡しというのは、これは例えば、情報の内容は、多少は違うのかもしれませんが、そんなに大きくは変わらない情報提供の相互のやり方だと思うんですが、これは警察も例えばFDとかいう、その違いは、どうやってそれだけ、手渡しとFDとの違いがあるのか、その辺は。

【住宅課長】フロッピーディスクの中に様式がデジタルで入っておりまして、その様式を紙に

打ち出し提供いただくと、そういう形でございます。

【会 長】どうぞ。

【有馬委員】そうすると、紙ベースとフロッピーディスクをそのまま渡すということの違いということでよろしいんですか。区と直接という、そういう意味では。

【住宅課長】はい、ご指摘のとおりでございます。

【会 長】ほかにございますか。

では、本件は了承ということよろしいですか。

[はいと呼ぶ者あり]

【会 長】では、了承します。どうもご苦労さまでした。

次に、24にまいります。災害時要援護者避難支援に関する調査業務委託についてでございます。どうぞご説明ください。

【危機管理課長】区長室の危機管理課長でございます。

お手元のほうに資料がございますけれども、災害時要援護者の支援につきましては、昨年ご同意をいただきまして、福祉部のほうで、一部項目等を修正してございます。実際には、現在、段階としますと、名簿の登録までできていると。手挙げ方式によりますが、登録ができていると。ここまで来ておりますが、実際に必要なのは、災害時に、だれがどのような形で支援するか、ここが一番大事なところで、ここまでなかなか全国的にも行き届いていない。私どもも、民生委員さんですとか、それから防災区民組織等をお願いしておりますが、なかなかこの支援プランをつくる、だれがどこにどうやってというところは難しいというお声がありましたので、ことしは民生委員さんのご協力をいただきまして、支援プランというのはいくつかつくりますよということをやってみたい。そのためには、民生委員さんだけではなくて、実は民生委員さんについても限界がございますので、そのアドバイザーとして、社会福祉士——これは国家資格でございますが——の相談業務を立ち上げまして、この支援プランを試行的にやってみたいとの考え方でおります。

実際には、お手元のほうにございますが、条例の根拠は、事前報告としますと、第14条第1項に基づいております。

それから、事業の概要でございますが、事業内容のところを見ていただきたいと思いますけれども、災害時要援護者の避難支援対策の一環として避難支援プラン作成に当たり、要援護者一人ひとりの置かれている状況を具体的に把握するため、社団法人東京社会福祉士会に委託をし、

調査を実施するものでございます。調査方法は、家庭訪問による聞き取り調査としまして、区から災害時要援護者名簿の配付を受けている民生委員さんと一緒になりまして、社会福祉士が同行する形で行います。今年度はモデルという形で、若松地区でご協力をいただけるということでございますので、若松地区の対象となっております216名を対象としまして、被災リスクの高い要援護者に対して、調査後、避難支援者を定める等「個別支援計画」——支援プランと言っておりますが——策定の基礎資料とするものでございます。

次の資料でございます。別紙としまして、調査票作成業務委託についてという中身でございます。この中で、保有課というのは危機管理課でデータを保有してございますが、1つ飛びまして、委託先につきましては、社団法人東京社会福祉士会にお願いいたします。

委託に伴い事業者処理させる情報項目でございますが、提供する項目、これは前回ご了解いただいております若松地区に限った中での登録者の氏名、住所、電話番号、生年月日等になります。そして新たに調査いたしますのは、②で書いてありますとおり、避難所まで一人で行けるのか、それから避難の支援者がいるのか、それから避難所で配慮してほしい事柄ということで、お手元の資料の中に、参考資料としまして、登録者の申出書というのが一番最後についていると思います。この裏側を見ていただきますと、こういった項目がこの個人情報保護審議会でご了解いただいているところですが、この中の裏側のところの5番の医療面の2)や、それからその他の部分、こういった部分をより具体化しませんと、なかなか支援プランができないということで、こういった部分がきっちりできるようにするために、行おうとしているものでございます。

また資料のほうにお戻りいただきまして、委託の内容でございますが、民生委員と要援護者宅を訪問いたします。そして民生委員さんが本人に対して同意の確認をとりまして、そのもとで聞き取り調査を実施したいと考えております。その際、事前に危機管理課のほうから対象者宅へこの趣旨の説明文書を送付しておきたいと考えてございます。対象は、先ほど申しましたとおり、216名、そして調査の実施及び避難支援プランの作成が必要かどうかの分析を行います。また、調査結果を集計しまして、分析しまして、今後の報告書作成の資料としたいというふうに考えてございます。

委託の開始時期は、今年度の8月1日から来年の1月31日までということで、契約に当たり区が行う情報保護対策でございますが、特記事項を設けるとともに、業務終了後、提供した情報を返却させるというふうに考えてございます。

それから、受託事業者に行わせる情報保護対策でございますが、取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定するとともに、提供された情報は施錠できるキャビネットにて保管をします。こういう形で実施したいと考えてございます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

【深沢委員】深沢です。

この災害時の要援護者支援名簿という部分に関しては、どこの自治会でも非常にお困りになっている、集まらないということですね。それは個人情報が出てしまうという心配が非常に高いということで、申し入れする方が少ないと。ちなみに私どもも、あす、この部分につきまして、佐賀県の唐津市で、非常にうまくいって要支援者リストが集められているというお話を聞きまして、そちらのほうに視察に行つてまいります。

結局、仙台とか、岩手とか、ああいうところでの震災と違ひまして、地震なんかが起こりまして、東京は住宅の密集度が違いますので、ビルが倒れ、そして落下物があり、そしてガラスが落ちてくるというふうなときに、どうやってだれを救出すればいいのかと。ましてやマンションも多いですから、どこにだれが住んでいるかというのは本当に、消防団の方々も、民生委員の方々も、皆さん本当に知りたがっている情報なんです、残念ながら今、オレオレ詐欺とか何とかいうことが多いものから、お年寄りの方が情報漏れの危機感を感じて、お届けをなさらないというふうな部分があります。

そこで、ここで大事になってくるのは、委託の内容のところにあります、「民生委員と要援護者宅を訪問、本人同意のもと、聞き取り調査を実施する。その際、事前に危機管理課から対象者宅へ趣旨説明の文書を送付しておく」と。ちょっと個人情報保護のほうからは外れるかもわかりませんが、これは大事な部分だと思いますので、どのような文書で、どのような特記事項をつけていくのか。お年寄りの方々、障害者の方々が安心して、「役所さん、お願いしますよ」と、「個人情報を漏らさないように、しっかり守ってくれますね」という約束書の文書だと思うんですよ。それはどういうふうなものをお出しになるのでしょうか。

【危機管理課長】これは新宿区名で、調査の、どういう目的でやるかということで、今回はご登録をいただきました、手挙げ方式により、ご本人の同意によっていただきました。さあ、今

度支援プランをつくらないと意味がないということで、支援プランを作成するに当たりましては、民生委員さんと一緒になりましてやりますが、民生委員さんだけでは対応できないと思われるので、社会福祉士という人が同行しまして調査を行いますので、ご協力をいただきたいという文書をお出ししたいというふうに考えています。

【深沢委員】 こういう、例えば、それではその支援要望者がいろいろ細かいこと、これは大変なことが書いてあるんですね。この部分を全部申し上げて、それじゃ、この情報が漏れたら困るんですよと皆さん思っている。それに対する保障的なものに関しては、何もお渡ししないんですか、文書的な。伺ったのは、特記事項みたいなものを、こういうふうな約束事をした上でお聞きするんですよというふうなものはないですか。

【危機管理課長】 念のため、要するに特記事項等仕様書を設けまして、社会福祉士に対してはその旨を指示しておりますけれども、状況によっては、社会福祉士が現場での、口頭でのきちりした説明をします。私たちはこういう委託を受けていて、こういう資格のある人間ですという形で、その上で調査をさせていただきますということは指示するという形も、もしあれでしたら、やっていくのがよければ、そういうふうに、十分理解が得られるようにしていきたいというふうに考えています。

【深沢委員】 これは、ということは、役所のほうはどなたもいらっしゃらないということですか、そのときには。同席はしないと。

【危機管理課長】 場合によりますと、役所の人じゃないと嫌ですという回答が来るかもしれません。その場合は、私たちも一緒に行ってみるということも出てくることは考えられます。

【深沢委員】 これ本当に、内容を見ますと、1人で歩けるか、その他というようなことで、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、本当にこういう方々が、もしこの情報が外に漏れると大変な犯罪が起きる可能性もありますので、この情報保護に関しては万全を期して、ほかの今までの名前、住所、電話番号がわかる程度のもではありませんから、その点はひとつくれぐれも気をつけてお願いしたいと思います。

以上です。

【会長】 ただいまの要望といたしますか、書き加えておいてください。そういう要望があったということですね。

【危機管理課長】 もう一つ、実は昨年この災害時要援護者についての家具転倒防止のときにもこちらのほうに諮っていただきましたが、そのときに、ことしからは誓約書等をとるべきで

はないかということで、こちらのほう、私どもいただきましたので、ことしの分からは、防災
区民組織の方たち等には名簿をお出しするとともに、こういうことで、個人情報審議会からこ
ういうご意見をいただいておりますので、恐れ入りますが誓約書をお出しくださいという形ま
で、ことしからやるようにしてございます。

【会 長】どうぞ。

【小菅委員】深沢委員のご指摘のとおりで、特につけ加えることはありませんけれども、若松
地区だけで該当者が216というのは、若松地区だけではありませんけれども、いかにも少な過
ぎるという感じを持ちます。それだけ今の該当する対象者が、ご本人より、むしろ周りの親
戚・縁者から、だれが来ても個人情報を出しちゃいけないよという過剰反応が非常に多くある
ように思うんですね。その中でこういう調査をするというのは、さらに難しい点があるかとい
うふうな感じがいたします。

したがいまして、そういうことを、この趣旨の説明なり、文書は余り読まないんですけど
も、趣旨をいかに徹底するかということが大きいポイントになると思うし、この216名以外に
調査活動している中でふえるということはあるんでしょうか。その辺はどうなんでしょう。

【危機管理課長】一応、ことしは6月の登録者をもってやっておりますので、216名でやらせ
ていただきます。

【小菅委員】限定するということですね。

【危機管理課長】はい、限定でやりたいと思います。

【小菅委員】よろしくをお願いします。

【会 長】ほかにございますか。

どうぞ、有馬委員。

【有馬委員】ちょっと別にお聞きするというよりも、ちょっと今の深沢委員の関連なんですけ
ど、今、文書を読まないという話がありましたけど、確かに高齢者の方は、特に文書を読むと
いう方は非常に少なく、ちょっと少し話はそれますが、今、区が火災警報機の65歳以上の
無料の設置の案内書を送っているんですね。これの文書が来たのに、これは何だろうかと疑問
に思われて、不思議に思われて、どういうことだというふうに、やっぱり疑義的に思われてい
る方が何人かいらっしゃるんですね。

というのは、何かこういう行政的に行うことについて、こういうことがあると、それに伴っ
て、悪質商法であるとかそういったことがあって、そういうことが非常に懸念をされるという

ことがあるものですから、そういう意味では、今回の場合は、216名の方がみずから手を挙げられているという、自分の認識がしっかりおありになるので、そういったことはそれほど心配がないのかなというふうには思うんですが、その意味では事前の、読まないにしても、危機管理課が発送する中身の内容については、極めてわかりやすく、簡潔明瞭にさせていただきたいなというのがあります。これは要望です。

【深沢委員】大きい字でね。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ。

【鍋島委員】それに関して、悪質商法が回っていきまして、45万ぐらい、全部、この新宿区内で相当払わされているものですから、センターとして、そういう訪問してきた人がいたら、どういう人であっても気をつけて、開けないように、玄関の戸を開けないようにという指示をしておりますので、今度手を挙げていらっしゃると言いながらも、そういうことを町会のあれでも回していると思うんですね。ですから、よっぽどきちんとした証明書とか、事前にやはり何か書類をもう一回送るとか、何かしないと、警戒心が強くなっていると思いますので、とても大変だと思います。ちょっと個人情報とは違いますが、よろしくお願いします。

【会 長】では、本件は了承ということによろしいですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

【会 長】ありがとうございました。

では、資料25にまいります。NPO等へ協働事業を委託する場合の個人情報の取り扱いについてでございます。

どうぞ。

【地域調整課長】地域調整課長でございます。

本件につきましては、ことしの2月に当審議会におきまして、協働事業提案制度に基づく6事業を報告するに当たりまして、それに先立ちまして、私のほうから協働事業提案制度、この事業につきまして、その仕組みについて説明をいたしました。

その際、個人情報の取り扱いにつきまして、NPOの対応を十分応援できるような形で、マニュアルづくり等々のご提言がございましたので、今回、資料のように取り扱いの方針ですとか、マニュアルをつくりましたので、今回ご説明するものでございます。

まず、資料のほうをごらんいただきたいと思います。NPO等へ協働事業を委託する場合の

個人情報の取り扱いについてでございます。この場合、NPOでも、形式的に言いますと、区との委託契約を結びますので、その段階での委託の契約条項あるいは特記事項につきましては、もちろんその他の委託契約と全く変わるところはございません。内容的にはそれで十分なわけではございますけれども、組織的にもやはりNPOの個人情報保護につきましての体制を十分応援していこうということで、それぞれ詳細にわかりやすく指摘したものでございます。

まず1番としては、個人情報管理責任者を設置してください。そういうことを明らかにうたっております。

続きまして、2番といたしましては、個人情報取扱者の範囲を指定してください。具体的に個人情報を取り扱う者の範囲を限定し、またそれを明らかにするよう名簿を作成してください。

あるいは、3点目といたしましては、個人情報取扱者に対する研修を行ってください。その下に、具体的に研修に盛り込む内容を①から⑪まで記載してございます。これをそれぞれ追って説明していただければ、かなりの職員研修になるような中身でございます。丁寧にこのような項目で具体的に挙げております。

そして、4点目につきましては、次のページになりますけれども、個人情報保護確認シートを活用してくださいということでございます。

具体的に、その次のページにございます個人情報保護確認シートをごらんいただきたいと思っております。これにつきましては、非常に具体的にわかりやすく、これをそれぞれチェックしていきますと、区が求める個人情報保護の取り扱いにつきましてわかりやすく、また同時に、慎重にできると、そのようなものでつくったものでございます。

まず、例えば上のほうの囲みでは、個人情報とはということで、改めまして具体的に定義して、わかりやすく説明しております。あるいは、それぞれチェックできるような形で、それぞれ体制、あるいは収集、管理、利用等につきまして、具体的なもので説明して、これに基づきまして責任者が説明して、あるいはチェックしていけば、かなりのところ、ちゃんとした形で個人情報の保護ができるというものでございます。

また、利用のところの一番最後のところでございますけれども、近年このような形で電子メール等を使う場合がふえております。具体的にいいますとBccですね、このような事故もございましたので、こういう項目も入れまして、メールの取り扱いにつきましても十分慎重を期すように、このような形でチェック項目を入れております。

このような形で、わかりやすく簡便な形で個人情報保護ができるような形の確認シートをつ

くりましたので、今後、今年度契約している各事業者にこのような形で、個人情報保護につきまして、十分その内容がしっかりしたものになるようにお互いに進めていきたいと考えております。

私からは、ご説明は以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

どうぞ、ご発言がございましたらお願いいたします。

林委員、どうぞ。

【林委員】再委託は想定されない事業なんですか。NPOで、全部そこでとまるということで、この名簿等のあれが、持ち出したとかいろいろなあれは。

【地域調整課長】再委託は禁止となっています。

【林委員】禁止されているわけですか。

【地域調整課長】はい。

【林委員】わかりました。すみません。

【会長】ほかにございますか。

では、本件は了承ということでよろしいですか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

【会長】では、了承です。

では、最後になりました。資料19にまいります。平成19年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況についてでございます。

【区政情報課長】区政情報課長です。すみません、4時になりましたけど、すぐ終わりますので、よろしくお願いいたします。

資料19、表紙をごらんいただけますでしょうか。平成19年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況についてご報告をいたします。1の公文書公開等の状況から、14、苦情処理の状況まで、総括表を中心にご説明をしたいと思います。

1ページをおめくりください。1ページをおめくりいただきますと、左上の表が実施機関別件数の一覧表となっております。表の一番下の合計欄をごらんいただけますでしょうか。平成19年度の請求・申出件数は、18年度の持ち越し分も含めまして、117件となっております。公開決定等件数は、全部公開が33件、部分公開が75件、非公開が3件、不存在が6件となっております。平成18年度は請求・申出件数が151件ですので、34件、22.5%の減となっております。

次は、10ページをごらんください。10ページは、自己情報開示請求の状況となっております。上の表が実施機関別件数の一覧表です。表の一番下の合計欄をごらんください。平成19年度の請求件数は、18年度の持ち越し分1件を含めると、76件となります。公開決定等の件数は、全部開示が35件、一部開示が25件、不存在が15件、19年度未決定が1件となっております。平成18年度は請求申出件数が70件ありましたので、5件、7.14%の増となっております。

次は、15ページをごらんください。15ページは、自己情報訂正請求の状況です。ごらんのとおり、平成19年度は実績がございません。平成18年度は請求申出件数が1件ありましたが、今年度はゼロですので、皆減という形になっております。

次、お隣の16ページをごらんください。16ページは自己情報利用停止請求の状況です。実施機関別件数の一覧表をごらんください。平成19年度の請求件数は4件となっております。停止可否等決定件数は、非停止が4件となっております。平成18年度も請求申出件数が4件ですので、増減はゼロでございます。

次は17ページをごらんください。17ページが個人情報業務登録数の状況です。実施機関別件数の一覧表、左の上ですね、小さい表をごらんください。平成19年度末現在の登録件数は合計で2,086件となっております。平成18年度末では登録件数が2,058件でしたので、28件、1.36%の増となっております。

次は、62ページをごらんください。大分飛びますけれども、62ページが個人情報ファイルの登録状況です。これも小さな表、一覧表が上にごございます。平成19年度末現在の登録件数は462件となっております。平成18年度末では登録件数が444件でしたので、18件、4.05%の増となっております。

次は、75ページをごらんください。75ページは、個人情報に係る業務委託数です。実施機関別の件数の一覧表をごらんください。平成19年度末現在の登録件数は259件となっております。平成18年度末では登録件数が248件でしたので、11件、4.4%の増となっております。

次は、89ページをごらんください。89ページは目的外利用の状況です。実施機関別の件数の一覧表が上にごございます。平成19年度の目的外利用件数は9件となっております。平成18年度は6件でしたので、3件、50%の増となっております。

次は、91ページをごらんください。91ページは、外部提供の状況です。実施機関別件数の一覧表をごらんください。平成19年度の外部提供件数は5件となっております。平成18年度は23件でしたので、18件のマイナス、78.26%の大きな減となっております。訴訟の関係ですとか、

あと介護保険に係る死者情報の提供、そういったものが減ったことが大きな減の原因となっております。

次に、お隣の92ページをごらんください。92ページは、電子計算機の結合の状況です。実施機関別件数の一覧表をごらんいただきますと、合計で19年度は3件となっております。平成18年度は5件でしたので、2件のマイナス、40%の減となっております。

次は、93ページをごらんください。93ページは、指定管理者の導入施設一覧です。こちら、ちょっと総括表がございませんので見にくくなっておりますけれども、平成19年度末現在で、四谷地域センターから98ページの東戸山高齢者在宅サービスセンターまで、延べ49件となっております。平成18年度末は47件でしたが、94ページ中ほど、上から3つ目の落合第二地域センターが19年6月1日、それから98ページの下から3つ目、新宿区立知的障害者援護施設新宿福祉作業所が平成19年4月1日からということで、2件が19年度新規の増となっております。

次は、99ページをごらんください。99ページは、個人情報を取り扱う事務への実習生の受け入れ状況です。平成19年度末現在で、99ページの一番上の1の区政情報課から、103ページの32の中央図書館まで、32課となっております。平成18年度は35課でしたので、3課の減となっております。

次は、104ページをごらんください。104ページは、異議申立ての処理状況です。平成19年度に諮問、もしくは答申のあったものは9件となっております。平成18年度は12件でしたので、4件、33.3%の減となっております。

次は、105ページをごらんください。105ページは、新宿消費生活センターが受け付けた民間事業者における個人情報の取り扱いに関する苦情処理の状況です。項目別件数の一覧表が出ておりますので、ごらんください。医療・福祉が2件、金融・信用が3件、情報通信が2件、その他が5件、合計12件となっております。平成18年度は9件でしたので、3件、25%の増となっております。

以上、非常に簡単ですがけれども、平成19年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況の報告を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

【会 長】ありがとうございました。

何か特にございますか。

[なしと呼ぶ者あり]

【会 長】それでは、了承ということでよろしいでしょうか。

【区政情報課長】ありがとうございます。

【会 長】では、その他にまいります。どうぞ。

【区政情報課長】よろしいですか。次回の審議会ですけれども、9月9日火曜日の午前10時からを予定しております。場所につきましては、本日と同じ第2委員会室でございます。よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

【会 長】それでは、ほかに何かご意見ございますか。

[なしと呼ぶ者あり]

【会 長】では、きょうは、初めのほうはどうなるかと思いましたが、ありがとうございました。

では、よろしいですか。

[はいと呼ぶ者あり]

【会 長】どうもありがとうございました。

午後4時 分閉会